

仕 様 書

1. 工事名

奈良養護学校 理科室・美術室空調機新設工事

2. 工事場所

奈良市七条町135番地 奈良養護学校地内

3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4. 業務実施日、時間

業務実施日と時間は、学校担当者と打合せを行い決定すること。

※作業の時間帯は、平日は授業、行事等に支障が出ない範囲となるため、やむを得ず放課後から夕方5時以降の時間帯となる。そのため、土・日・祝日も業務実施の候補日とする。進捗状況により学校担当者と調整を図り、業務を行うこと。

5. 工事内容（配置図、平面図 別添）

対 象 室 : 理科室、美術室（各45.5㎡）

空調機想定品 : ダイキン SZRH112BJ

日立 RPC-GP112RPH6

冷暖房4馬力相当。天井吊型。ワイヤードリモコン。

<同等品可>ただし、想定品以外の機器を使用する場合は、仕様書の質問受付期間中に同等品の確認を受け、承認を受けるものとする。

国内メーカーで、保証期間1年以上を有することが望ましい。

施工内容

○室内機・室外機設置工事（新設）

○冷媒ドレン配管工事（保温工事含）

○空調機設置に伴う電気工事

各室において、設置後の機器類の初期設定、試運転調整まで動作確認を行うこと。

6. 特記事項

- (1) 各室の教材・器具・棚類で、施工に影響する物は、着工前の確認により作業前に学校側である程度除去する。ただし、移動しがたい残置物については、養生した上で施工すること。
- (2) 工事車両の進入路、資材置場については、学校担当者と協議して了解を得ること。
- (3) 工事に際してアスベスト含有の可能性が想定される場合は、受注業務の範囲内として、適切な調査・除却手続きを行うこと。

- (4) 配管については、現場確認の際に接続ルート等を確認すること。
- (5) 仮設材料以外の材料はすべて新品とし、J I S規格等の適用品とする。これらの適用品以外の物については、発注者と協議すること。
- (6) 工事写真は工事着工前、完成後、工事隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な工事段階の工事状況、その他発注者の指示により計測等を実施箇所の写真を撮影すること。また、工事完了後は速やかに整理し提出すること。
- (7) 工事に必要な電気・水道は、原則として受注者の負担により発電機及び給水タンク等を設置すること。やむを得なく発注者側の施設を使用する場合は、別途協議することとする。
- (8) J I S等によりホルムアルデヒド放散量の区分規定がある材料を使用する場合は、F☆☆☆☆を使用すること。
- (9) 工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分すること、また、処分に際し manifests 票 (A 票及び D 票、または、A 票及び E 票) の写しを発注者に提出すること。
- (10) 工事実施に際しては、施設に影響が出るような作業 (騒音等) については、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。
- (11) 工事完了後、速やかに完了報告書を作成し、発注者へ提出し、検査を受けること。

7. 安全対策

- (1) 学校担当者と安全対策について協議し、学校運営及び教育活動に支障のないよう調整すること。
- (2) 必要により仮囲いを設置する等、学校エリアと工事エリアを明確にして安全管理を行うこと。
- (3) 校内では、スクールバスや保護者、職員の車両の往来があることから、工事関係車両の出入りの際等、事故を起こさないように留意すること。
- (4) 万が一事故が発生した場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い対処すること。

8. 公契約条例に関する遵守事項

本工事を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨に則り、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額 (同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。) 以上の賃金 (労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。) の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者 (同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。) の資格の取得に係る届出を行うこと。

- ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9. その他留意事項

- (1) 当該工事に関連する法令について遵守すること。
- (2) 受注者は工事を実施するにあたり、施設の運営及び日常業務等に支障がないよう発注者と緊密に調整を図ることとし、工事を円滑に施工できるよう体制を整え、発注者の指示に従い工事を施工すること。
- (3) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。